

1. 市税の徴収に要する経費調

(単位：千円)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	
税 収 入	市 税 … (a)	63,771,501	64,829,235	65,381,174	
	個人の県民税	14,976,908	15,323,461	15,397,592	
	合 計 … (b)	78,748,409	80,152,696	80,778,766	
徴 税 費	人 件 費	基本給	442,553	452,545	443,178
		諸手当	272,518	279,142	280,477
		(イ) 超過勤務手当	27,576	27,463	29,104
		(ロ) 税務特別手当	765	791	926
		(ハ) その他の手当	244,177	250,888	250,447
		その他	137,604	147,301	148,076
		小 計	852,675	878,988	871,731
	需 要 費	旅費	306	337	464
		賃金	42,683	43,570	37,088
		その他	208,170	156,962	125,508
		小 計	251,159	200,869	163,060
	報 奨 金 及 び こ れ に 類 す る 経 費	納期前納付の報奨金	—	—	—
		納税貯蓄組合補助金	—	—	—
		納税奨励金	—	—	—
		その他	788	749	777
		小 計	788	749	777
	その他	その他	54,146	51,087	51,429
	合 計 … (c)		1,158,768	1,131,693	1,086,997
	県 民 税 徴 収 取 扱 費	納税義務者数を基準にした金額	559,646	561,860	569,341
		報奨金の額に相当する金額	971	820	870
合 計 … (d)		560,617	562,680	570,211	
税 収 入 額 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合	(c) - (d) … (e)	598,151	569,013	516,786	
	(c) / (b)	1.5%	1.4%	1.3%	
	(e) / (a)	0.9%	0.9%	0.8%	
徴 税 職 員 数	総務関係	23人	18人	19人	
	課税関係	61人	62人	62人	
	徴収関係	21人	27人	25人	
	合 計	105人	107人	106人	
	ほか臨時職員	12人	12人	13人	

2. 稅務關係稅外收入調

(單位：円)

区 分	単 価 等	平成28年度	平成29年度	平成30年度
国有提供施設等所在市助成交付金	概 算	4,069,000	4,026,000	4,022,000
証 明 手 数 料	1件 200 (住宅用 1, 300)	18,742,600	19,309,000	18,583,200
督 促 手 数 料	1件 100	152,900	122,100	114,500
閱 覧 手 数 料	1件 100	368,000	376,900	294,400
地 籍 図 複 写 手 数 料	1件 250	591,750	566,500	417,500
県 民 税 徴 収 取 扱 費	法 定 基 準	593,661,670	590,721,258	608,403,546
延 滞 金	〃	156,741,239	145,908,543	140,807,641
加 算 金	〃	996,500	30,500	3,600
滞 納 処 分 費	概 算	208,400	317,200	0
試 乗 標 識 実 費 弁 償 金	1件 100	100	0	0
標 識 再 交 付 弁 償 金	1件 100	5,400	3,900	5,400

3. 税務諸証明過去5か年件数調

(単位：件)

区分		年度				
		26	27	28	29	30
市民税関係	所得証明	26,116 (14,563)	26,589 (15,444)	25,435 (14,953)	23,984 (14,901)	19,768 (12,603)
	課税証明	23,451 (12,608)	20,816 (12,883)	23,352 (14,931)	24,405 (15,281)	25,232 (15,815)
	非課税証明	9,861 (6,736)	13,771 (8,340)	14,475 (8,979)	14,818 (8,938)	14,377 (8,785)
	小計	59,428 (33,907)	61,176 (36,667)	63,262 (38,863)	63,207 (39,120)	59,377 (37,203)
資産税関係	車庫証明	2 (2)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	諸証明	10,474	10,594	10,913	10,771	10,742
	住宅用家屋証明	1,705	1,616	1,812	1,900	1,804
	閲覧	8,280	8,522	3,680	3,769	2,944
	地籍図複写	4,136	3,611	2,367	2,266	1,670
	価格通知書	6,142	6,283	6,612	6,803	7,356
	小計	30,739 (2)	30,632 (6)	25,384 (0)	25,509 (0)	24,516 (0)
納税関係	納税証明	7,027 (2,167)	7,787 (2,377)	7,760 (2,363)	10,217 (3,484)	11,071 (3,970)
	軽自動車税 車検用納税証明	16,542 (14,010)	17,728 (14,982)	17,590 (15,122)	18,166 (15,685)	17,343 (15,030)
	小計	23,569 (16,177)	25,515 (17,359)	25,350 (17,485)	28,383 (19,169)	28,414 (19,000)
合計		113,736 (50,086)	117,323 (54,032)	113,996 (56,348)	117,099 (58,289)	112,307 (56,203)

※手数料1件につき200円

(但し、住宅用家屋証明は平成5年度は950円、平成6年度から1,200円、平成9年度から1,300円、
閲覧申請は100円、地籍図複写は250円、価格通知書、軽自動車税(車検用)納税証明は無料)

※()中は、上段数値のうち市内8か所の窓口センター発行の再掲分

※車庫証明は平成28年1月から廃止

4. 市税の課税標準及び納期一覧表

税目	区分	課税標準	納期
市民税		個人 { 均等割 所得割 前年の所得額 法人 { 均等割 法人税割 法人税額	普通徴収 第1期 6月15日～6月30日 第2期 8月15日～8月31日 第3期 10月15日～10月31日 第4期 翌年1月15日～1月31日 特別徴収 給与 6月～翌年5月 年金 4月～翌年2月 法人税と同じ
固定資産税		1月1日現在における土地・家屋、償却資産の価格	第1期 5月15日～5月31日 第2期 7月15日～7月31日 第3期 12月15日～12月28日 第4期 翌年2月15日～2月末日
軽自動車税		原動機付自転車、軽自動車、二輪小型自動車及び小型特殊自動車の台数	全期 5月15日～5月31日
市たばこ税		卸売販売業者等が小売販売業者又は直接消費者に売渡した本数	当月分を翌月末日までに
鉱産税		鉱物の価格	当月分を翌月20日までに
特別土地保有税		土地の取得価額	保有に係るもの 5月31日 取得に係るもの 8月31日、2月末日
事業所税		事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積 従業者割 従業者給与総額	事業に係る事業所税 個人 翌年の3月15日までに 法人 事業年度終了の日から2月以内
都市計画税		固定資産（土地・家屋）の価格	固定資産税と同じ

5. 令和元年度税率一覧表

税 目	税 率
市 民 税	<p>1. 均 等 割</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 市内に住所を有する個人 3,500 円 ◎ 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者 3,500 円 ◎ 法 人 <ul style="list-style-type: none"> (1) 公益社団法人等及び資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者の数の合計数(②から⑨までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの 50,000 円 (2) 資本金等の額が1千万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 120,000 円 (3) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 130,000 円 (4) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 150,000 円 (5) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者の合計数が50人以下であるもの 160,000 円 (6) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 400,000 円 (7) 資本金等の額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 410,000 円 (8) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者の合計数が50人を超えるもの 1,750,000 円 (9) 資本金等の額が50億円を超える法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 3,000,000 円 <p>2. 所 得 割 標準税率 法人税割 100分の9.7 ※令和元年10月1日以後に開始する事業年度に係る申告分からは100分の6</p>
固 定 資 産 税	課税標準額の100分の1.4
軽 自 動 車 税	<p>1. 原動機付自転車</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 総排気量が0.05ℓ以下のもの又は定格出力が0.6kw以下のもの 2,000 円 ◎ 総排気量が0.05ℓを超え0.09ℓ以下のもの又は定格出力が0.6kwを超え0.8kw以下のもの 2,000 円

税 目	税 率						
軽自動車税 ※令和元年10月1日から環境性能割が導入されます。	◎ 総排気量が 0.09 ℓ を超えるもの又は定格出力が 0.8kw を超えるもの 2,400 円						
	◎ 三輪以上のもので総排気量が 0.02 ℓ ～0.05 ℓ 以下のもの又は定格出力が 0.25kw を超え 0.6kw 以下のもので車室を備えかつ輪距が 0.5m を超えるもの 3,700 円						
	2. 軽自動車及び小型特殊自動車						
	◎ 軽自動車						
	(1) 二輪のもの (側車付のものを含む) 3,600 円						
	(2) 三輪のもの						
	・ H27 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた車両 3,100 円						
	・ H27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査を受けた車両 3,900 円						
	・ 最初の新規検査から 13 年を経過した車両 (経年重課) 4,600 円						
	(3) 四輪以上のもの						
	○乗用のもの <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="vertical-align: middle;">営業用</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ H27 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた車両 5,500 円 ・ H27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査を受けた車両 6,900 円 ・ 最初の新規検査から 13 年を経過した車両 (経年重課) 8,200 円 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle;">自家用</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ H27 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた車両 7,200 円 ・ H27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査を受けた車両 10,800 円 ・ 最初の新規検査から 13 年を経過した車両 (経年重課) 12,900 円 </td> </tr> </table>	営業用	{	<ul style="list-style-type: none"> ・ H27 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた車両 5,500 円 ・ H27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査を受けた車両 6,900 円 ・ 最初の新規検査から 13 年を経過した車両 (経年重課) 8,200 円 	自家用	{	<ul style="list-style-type: none"> ・ H27 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた車両 7,200 円 ・ H27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査を受けた車両 10,800 円 ・ 最初の新規検査から 13 年を経過した車両 (経年重課) 12,900 円
	営業用	{	<ul style="list-style-type: none"> ・ H27 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた車両 5,500 円 ・ H27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査を受けた車両 6,900 円 ・ 最初の新規検査から 13 年を経過した車両 (経年重課) 8,200 円 				
自家用	{	<ul style="list-style-type: none"> ・ H27 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた車両 7,200 円 ・ H27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査を受けた車両 10,800 円 ・ 最初の新規検査から 13 年を経過した車両 (経年重課) 12,900 円 					
○貨物用のもの <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="vertical-align: middle;">営業用</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ H27 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた車両 3,000 円 ・ H27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査を受けた車両 3,800 円 ・ 最初の新規検査から 13 年を経過した車両 (経年重課) 4,500 円 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle;">自家用</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ H27 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた車両 4,000 円 ・ H27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査を受けた車両 5,000 円 ・ 最初の新規検査から 13 年を経過した車両 (経年重課) 6,000 円 </td> </tr> </table>	営業用	{	<ul style="list-style-type: none"> ・ H27 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた車両 3,000 円 ・ H27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査を受けた車両 3,800 円 ・ 最初の新規検査から 13 年を経過した車両 (経年重課) 4,500 円 	自家用	{	<ul style="list-style-type: none"> ・ H27 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた車両 4,000 円 ・ H27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査を受けた車両 5,000 円 ・ 最初の新規検査から 13 年を経過した車両 (経年重課) 6,000 円 	
営業用	{	<ul style="list-style-type: none"> ・ H27 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた車両 3,000 円 ・ H27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査を受けた車両 3,800 円 ・ 最初の新規検査から 13 年を経過した車両 (経年重課) 4,500 円 					
自家用	{	<ul style="list-style-type: none"> ・ H27 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた車両 4,000 円 ・ H27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査を受けた車両 5,000 円 ・ 最初の新規検査から 13 年を経過した車両 (経年重課) 6,000 円 					

	<p>○専ら雪上を走行するもの 3,600円</p> <p>◎ 小型特殊自動車</p> <p>(1) 農耕作業用のもの 2,400円</p> <p>(2) その他のもの 5,900円</p> <p>3. 二輪の小型自動車 6,000円</p> <p>「グリーン化特例（軽課）」について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3" rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="3">最初の新規検査が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの車両</th> </tr> <tr> <th>1 新税率の75%軽減</th> <th>2 新税率の50%軽減</th> <th>3 新税率の25%軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">四輪</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">以上</td> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">三輪</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 電気軽自動車、天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制適合車又は平成21年排出ガス基準10%低減達成車）</p> <p>2 乗用：令和2年度燃費基準+30%達成車 貨物：平成27年度燃費基準+35%達成車</p> <p>3 乗用：令和2年度燃費基準+10%達成者 貨物：平成27年度燃費基準+15%達成車</p> <p>*2.3については、内燃機関の燃料が揮発油（ガソリン）の車両。また、平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。</p>	車種区分			最初の新規検査が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの車両			1 新税率の75%軽減	2 新税率の50%軽減	3 新税率の25%軽減	四輪	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	自家用	2,700円	5,400円	8,100円	以上	貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円	自家用	1,300円	2,500円	3,800円	三輪			1,000円	2,000円	3,000円
車種区分					最初の新規検査が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの車両																															
			1 新税率の75%軽減	2 新税率の50%軽減	3 新税率の25%軽減																															
四輪	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円																															
		自家用	2,700円	5,400円	8,100円																															
以上	貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円																															
		自家用	1,300円	2,500円	3,800円																															
三輪			1,000円	2,000円	3,000円																															
市たばこ税	売渡し本数 1,000本につき 5,692円																																			
鉱産税	<p>鉱物の価格の合計額が 200万円を超える場合 100分の1</p> <p>鉱物の価格の合計額が 200万円以下である場合 100分の0.7</p>																																			
特別土地保有税	新たな課税は行わない																																			
事業所税	<p>事業に係る事業所税</p> <table border="0"> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td>資産割・・・事業所床面積 1㎡につき 600円</td> </tr> <tr> <td>従業者割・・・従業者給与総額の 100分の0.25</td> </tr> </table>	}	資産割・・・事業所床面積 1㎡につき 600円	従業者割・・・従業者給与総額の 100分の0.25																																
}	資産割・・・事業所床面積 1㎡につき 600円																																			
	従業者割・・・従業者給与総額の 100分の0.25																																			
都市計画税	課税標準額の 100分の0.25																																			

6. 税率の推移

区分		平成 27 年 度					
市民税	個人	均等割	3,500円				
		所得割	6%				
	法人	均等割	資本金等の額	従業者数	税額		
			公益法人等		50,000円		
			1千万円以下	50人以下			
				50人超	120,000円		
			1千万円超、1億円以下	50人以下	130,000円		
				50人超	150,000円		
			1億円超、10億円以下	50人以下	160,000円		
				50人超	400,000円		
10億円超	50人以下	410,000円					
10億円超、50億円以下	50人超	1,750,000円					
50億円超		3,000,000円					
	法人税割	法人税額の9.7%					
固定資産税	1.4% (免税点) 土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満						
軽自動車税	○原動機付自転車		○軽自動車				
	50CC以下	1,000円	3輪及び4輪				
	90CC以下	1,200円	最初の新規検査	27年3月31日まで	27年4月1日以降		
	125CC以下	1,600円	4輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円
	ミニカー	2,500円		乗用	自家用	7,200円	10,800円
	○雪上車	2,400円	貨物	営業用	3,000円	3,800円	
	○2輪小型自動車	4,000円		自家用	4,000円	5,000円	
	○小型特殊自動車		3輪車		3,100円	3,900円	
	農耕作業用	1,600円	2輪車		2,400円		
	その他	4,700円					
市たばこ税	売渡し本数1,000本につき5,262円						
鉦産税	鉦物価格の1%(月合計200万円以下0.7%)						
特別土地保有税	新たな課税はしない						
事業所税	資産割	1㎡につき600円	従業者割	給与総額の0.25%			
都市計画税	0.25% (免税点) 土地30万円未満、家屋20万円未満						
制度改正内容	○軽自動車税 ・平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた3輪及び4輪以上の車両に係る税率の引上げ						

区分		平成28年度																														
市民税	個人	均等割	3,500円																													
		所得割	6%																													
	法人	均等割	資本金等の額	従業者数	税額																											
			公益法人等		50,000円																											
			1千万円以下	50人以下	120,000円																											
				50人超	130,000円																											
			1千万円超、1億円以下	50人以下	150,000円																											
				50人超	160,000円																											
			1億円超、10億円以下	50人以下	400,000円																											
				50人超	410,000円																											
10億円超	50人以下	1,750,000円																														
10億円超、50億円以下	50人超	3,000,000円																														
50億円超																																
	法人税割	法人税額の9.7%																														
固定資産税	1.4% (免税点) 土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満																															
軽自動車税	<p>○原動機付自転車 ○軽自動車</p> <p>50CC以下 2,000円 2輪車 3,600円</p> <p>90CC以下 2,000円 3輪のもの及び4輪以上のもの</p> <p>125CC以下 2,400円</p> <p>ミニカー 3,700円</p> <p>○雪上車 3,600円</p> <p>○2輪小型自動車 6,000円</p> <p>○小型特殊自動車</p> <p>農耕作業用 2,400円</p> <p>その他 5,900円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>ア</th> <th>イ</th> <th>ウ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td> <td>三輪のもの</td> <td>3,900円</td> <td>3,100円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">の4輪もの上</td> <td>b (a) 乗用・営業用</td> <td>6,900円</td> <td>5,500円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>(b) 乗用・自家用</td> <td>10,800円</td> <td>7,200円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>(c) 貨物用・営業用</td> <td>3,800円</td> <td>3,000円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>(d) 貨物用・自家用</td> <td>5,000円</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イは平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けたものの税率 ウは最初の新規検査から13年を経過したものの税率 アのうち、平成27年4月1日～平成28年3月31日に新規取得した次の車両の税率については、概ね次のとおり。</p> <p>(ア) 電気自動車等 アの税率×0.25 (イ) 平成32年度燃費基準+20%達成車(乗用) 又は平成27年度燃費基準+35%達成車(貨物用) アの税率×0.50 (ウ) 平成32年度燃費基準達成車(乗用) 又は平成27年度燃費基準+15%達成車(貨物用) アの税率×0.75</p>							ア	イ	ウ	a	三輪のもの	3,900円	3,100円	4,600円	の4輪もの上	b (a) 乗用・営業用	6,900円	5,500円	8,200円	(b) 乗用・自家用	10,800円	7,200円	12,900円	(c) 貨物用・営業用	3,800円	3,000円	4,500円	(d) 貨物用・自家用	5,000円	4,000円	6,000円
		ア	イ	ウ																												
a	三輪のもの	3,900円	3,100円	4,600円																												
の4輪もの上	b (a) 乗用・営業用	6,900円	5,500円	8,200円																												
	(b) 乗用・自家用	10,800円	7,200円	12,900円																												
	(c) 貨物用・営業用	3,800円	3,000円	4,500円																												
	(d) 貨物用・自家用	5,000円	4,000円	6,000円																												
市たばこ税	売渡し本数1,000本につき5,262円																															
鉱産税	鉱物価格の1%(月合計200万円以下0.7%)																															
特別土地保有税	新たな課税はしない																															
事業所税	資産割 1㎡につき600円 従業者割 給与総額の0.25%																															
都市計画税	0.25% (免税点) 土地30万円未満、家屋20万円未満																															
制度改正内容	<ul style="list-style-type: none"> ○軽自動車税 ・原動機付自転車、2輪車、小型特殊自動車等の税率引上げ ・最初の新規検査から13年を経過した3輪及び4輪以上の車両に係る税率の引上げ ・グリーン化特例(軽課)の創設 																															

区分		平成29年度																												
市民税	個人	均等割	3,500円																											
		所得割	6%																											
	法人	均等割	資本金等の額	従業者数	税額																									
			公益法人等		50,000円																									
			1千万円以下	50人以下	120,000円																									
				50人超	130,000円																									
			1千万円超、1億円以下	50人以下	150,000円																									
				50人超	160,000円																									
			1億円超、10億円以下	50人以下	400,000円																									
				50人超	410,000円																									
10億円超	50人以下	1,750,000円																												
10億円超、50億円以下	50人超	3,000,000円																												
50億円超																														
	法人税割	法人税額の9.7%																												
固定資産税	1.4% (免税点) 土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満																													
軽自動車税	<p>○原動機付自転車 ○軽自動車</p> <p>50CC以下 2,000円 2輪車 3,600円</p> <p>90CC以下 2,000円 3輪のもの及び4輪以上のもの</p> <p>125CC以下 2,400円</p> <p>ミニカー 3,700円</p> <p>○雪上車 3,600円</p> <p>○2輪小型自動車 6,000円</p> <p>○小型特殊自動車</p> <p>農耕作業用 2,400円</p> <p>その他 5,900円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>ア</th> <th>イ</th> <th>ウ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a 三輪のもの</td> <td>3,900円</td> <td>3,100円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">b の4輪のものの上</td> <td>(a) 乗用・営業用</td> <td>6,900円</td> <td>5,500円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>(b) 乗用・自家用</td> <td>10,800円</td> <td>7,200円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>(c) 貨物用・営業用</td> <td>3,800円</td> <td>3,000円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>(d) 貨物用・自家用</td> <td>5,000円</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イは平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けたものの税率 ウは最初の新規検査から13年を経過したものの税率 アのうち、平成28年4月1日～平成29年3月31日に新規取得した次の車両の税率については、概ね次のとおり。</p> <p>(ア) 電気自動車等 アの税率×0.25 (イ) 平成32年度燃費基準+20%達成車(乗用) 又は平成27年度燃費基準+35%達成車(貨物用) アの税率×0.50 (ウ) 平成32年度燃費基準達成車(乗用) 又は平成27年度燃費基準+15%達成車(貨物用) アの税率×0.75</p>						ア	イ	ウ	a 三輪のもの	3,900円	3,100円	4,600円	b の4輪のものの上	(a) 乗用・営業用	6,900円	5,500円	8,200円	(b) 乗用・自家用	10,800円	7,200円	12,900円	(c) 貨物用・営業用	3,800円	3,000円	4,500円	(d) 貨物用・自家用	5,000円	4,000円	6,000円
	ア	イ	ウ																											
a 三輪のもの	3,900円	3,100円	4,600円																											
b の4輪のものの上	(a) 乗用・営業用	6,900円	5,500円	8,200円																										
	(b) 乗用・自家用	10,800円	7,200円	12,900円																										
	(c) 貨物用・営業用	3,800円	3,000円	4,500円																										
	(d) 貨物用・自家用	5,000円	4,000円	6,000円																										
市たばこ税	売渡し本数1,000本につき5,262円																													
鉱産税	鉱物価格の1%(月合計200万円以下0.7%)																													
特別土地保有税	新たな課税はしない																													
事業所税	資産割 1㎡につき600円		従業者割		給与総額の0.25%																									
都市計画税	0.25% (免税点) 土地30万円未満、家屋20万円未満																													
制度改正内容																														

区分		平成30年度																												
市民税	個人	均等割	3,500円																											
		所得割	6%																											
	法人	均等割	資本金等の額	従業者数	税額																									
			公益法人等		50,000円																									
			1千万円以下	50人以下	120,000円																									
				50人超	130,000円																									
			1千万円超、1億円以下	50人以下	150,000円																									
				50人超	160,000円																									
			1億円超、10億円以下	50人以下	400,000円																									
				50人超	410,000円																									
10億円超	50人以下	1,750,000円																												
10億円超、50億円以下	50人超	3,000,000円																												
50億円超																														
	法人税割	法人税額の9.7%																												
固定資産税	1.4% (免税点) 土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満																													
軽自動車税	<p>○原動機付自転車 ○軽自動車</p> <p>50CC以下 2,000円 2輪車 3,600円</p> <p>90CC以下 2,000円 3輪のもの及び4輪以上のもの</p> <p>125CC以下 2,400円</p> <p>ミニカー 3,700円</p> <p>○雪上車 3,600円</p> <p>○2輪小型自動車 6,000円</p> <p>○小型特殊自動車</p> <p>農耕作業用 2,400円</p> <p>その他 5,900円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>ア</th> <th>イ</th> <th>ウ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a 三輪のもの</td> <td>3,900円</td> <td>3,100円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">b 4輪のもの以上</td> <td>(a) 乗用・営業用</td> <td>6,900円</td> <td>5,500円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>(b) 乗用・自家用</td> <td>10,800円</td> <td>7,200円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>(c) 貨物用・営業用</td> <td>3,800円</td> <td>3,000円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>(d) 貨物用・自家用</td> <td>5,000円</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イは平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けたものの税率 ウは最初の新規検査から13年を経過したものの税率 アのうち、平成29年4月1日～平成30年3月31日に新規取得した次の車両の税率については、概ね次のとおり。</p> <p>(ア) 電気自動車等 アの税率×0.25 (イ) 平成32年度燃費基準+30%達成車(乗用) 又は平成27年度燃費基準+35%達成車(貨物用) アの税率×0.50 (ウ) 平成32年度燃費基準+10%達成車(乗用) 又は平成27年度燃費基準+15%達成車(貨物用) アの税率×0.75</p>						ア	イ	ウ	a 三輪のもの	3,900円	3,100円	4,600円	b 4輪のもの以上	(a) 乗用・営業用	6,900円	5,500円	8,200円	(b) 乗用・自家用	10,800円	7,200円	12,900円	(c) 貨物用・営業用	3,800円	3,000円	4,500円	(d) 貨物用・自家用	5,000円	4,000円	6,000円
	ア	イ	ウ																											
a 三輪のもの	3,900円	3,100円	4,600円																											
b 4輪のもの以上	(a) 乗用・営業用	6,900円	5,500円	8,200円																										
	(b) 乗用・自家用	10,800円	7,200円	12,900円																										
	(c) 貨物用・営業用	3,800円	3,000円	4,500円																										
	(d) 貨物用・自家用	5,000円	4,000円	6,000円																										
市たばこ税	売渡し本数1,000本につき5,262円 (平成30年10月1日以後売渡し分からは5,692円)																													
鉱産税	鉱物価格の1%(月合計200万円以下0.7%)																													
特別土地保有税	新たな課税はしない																													
事業所税	資産割 1㎡につき600円 従業者割 給与総額の0.25%																													
都市計画税	0.25% (免税点) 土地30万円未満、家屋20万円未満																													
制度改正内容	○市たばこ税・平成30年10月1日以後売渡し分から、税率を売渡し本数1,000本につき5,692円に引上げ																													

区分		令和元年度																												
市民税	個人	均等割	3,500円																											
		所得割	6%																											
	法人	均等割	資本金等の額	従業者数	税額																									
			公益法人等		50,000円																									
			1千万円以下	50人以下	120,000円																									
				50人超	130,000円																									
			1千万円超、1億円以下	50人以下	150,000円																									
				50人超	160,000円																									
			1億円超、10億円以下	50人以下	400,000円																									
				50人超	410,000円																									
10億円超	50人以下	1,750,000円																												
10億円超、50億円以下	50人超	3,000,000円																												
50億円超																														
	法人税割	法人税額の9.7% ※令和元年10月1日以後に開始する事業年度に係る申告分からは6%																												
固定資産税	1.4% (免税点) 土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満																													
軽自動車税	<p>○原動機付自転車 ○軽自動車</p> <p>50CC以下 2,000円 2輪車 3,600円</p> <p>90CC以下 2,000円 3輪のもの及び4輪以上のもの</p> <p>125CC以下 2,400円</p> <p>ミニカー 3,700円</p> <p>○雪上車 3,600円</p> <p>○2輪小型自動車 6,000円</p> <p>○小型特殊自動車</p> <p>農耕作業用 2,400円</p> <p>その他 5,900円</p> <p>※令和元年10月1日から環境性能割が創設されます。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>ア</td> <td>イ</td> <td>ウ</td> </tr> <tr> <td>a 三輪のもの</td> <td>3,900円</td> <td>3,100円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">b 4輪のもの以上</td> <td>(a) 乗用・営業用</td> <td>6,900円</td> <td>5,500円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>(b) 乗用・自家用</td> <td>10,800円</td> <td>7,200円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>(c) 貨物用・営業用</td> <td>3,800円</td> <td>3,000円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>(d) 貨物用・自家用</td> <td>5,000円</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table> <p>イは平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けたものの税率 ウは最初の新規検査から13年を経過したものの税率 アのうち、平成30年4月1日～平成31年3月31日に新規取得した次の車両の税率については、概ね次のとおり。</p> <p>(ア) 電気自動車等 アの税率×0.25 (イ) 令和2年度燃費基準+30%達成車(乗用) 又は平成27年度燃費基準+35%達成車(貨物用) アの税率×0.50 (ウ) 令和2年度燃費基準+10%達成車(乗用) 又は平成27年度燃費基準+15%達成車(貨物用) アの税率×0.75</p>						ア	イ	ウ	a 三輪のもの	3,900円	3,100円	4,600円	b 4輪のもの以上	(a) 乗用・営業用	6,900円	5,500円	8,200円	(b) 乗用・自家用	10,800円	7,200円	12,900円	(c) 貨物用・営業用	3,800円	3,000円	4,500円	(d) 貨物用・自家用	5,000円	4,000円	6,000円
	ア	イ	ウ																											
a 三輪のもの	3,900円	3,100円	4,600円																											
b 4輪のもの以上	(a) 乗用・営業用	6,900円	5,500円	8,200円																										
	(b) 乗用・自家用	10,800円	7,200円	12,900円																										
	(c) 貨物用・営業用	3,800円	3,000円	4,500円																										
	(d) 貨物用・自家用	5,000円	4,000円	6,000円																										
市たばこ税	売渡し本数1,000本につき5,692円																													
鉱産税	鉱物価格の1%(月合計200万円以下0.7%)																													
特別土地保有税	新たな課税はしない																													
事業所税	資産割 1㎡につき600円		従業者割		給与総額の0.25%																									
都市計画税	0.25% (免税点) 土地30万円未満、家屋20万円未満																													
制度改正内容	○法人市民税：令和元年10月1日以後に開始する事業年度分から法人税割の税率を6%に引下げ ○軽自動車税：令和元年10月1日から環境性能割を創設																													

7. 市民税（個人）所得控除額等の推移

年度		平成27年度		
所得金額	給与所得控除	162万5,000円以下 162万5,000円超～ 180万円以下 180万円超～ 360万円以下 360万円超～ 660万円以下 660万円超～ 1,000万円以下 1,000万円超～ 1,500万円以下 1,500万円超～	65万円 年収×40% 年収×30%+18万円 年収×20%+54万円 年収×10%+120万円 年収×5%+170万円 245万円	
	事業専従者控除	青色 適正な給与の支給額	白色 次の①、②いずれか低い金額 ① 配偶者 860,000円 その他 500,000円 ② 事業所得÷(専従者数+1)	
所得控除	雑損	次の①、②いずれか多い金額 損害金額－保険金などで補てんされる金額＝A ① Aの金額－(総所得金額等の合計額×10%) ② Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円		
	医療費	(支払った医療費－保険等により補てんされた金額)－{(総所得金額等×5%)又は10万円のいずれか低い額} 限度額 2,000,000円		
	社会保険料	支払保険料の全額		
	小規模企業共済等掛金	支払掛金の全額		
	生命保険料	(支払った保険料の金額)		(保険料控除金額)
		新契約 (契約日: H24.12.31～)	12,000円以下	支払保険料の全額
			12,000円超～ 32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円
			32,000円超～ 56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円
			56,000円超～	28,000円
		旧契約 (契約日: ～H24.12.31)	15,000円以下	支払保険料の全額
15,000円超～ 40,000円以下	支払保険料×1/2+7,500円			
40,000円超～ 70,000円以下		支払保険料×1/4+17,500円		
70,000円超～		35,000円		
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の計算式により計算した控除額の合計額 (限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 (限度額28,000円)				
地震保険料	地震	(支払った保険料の金額)	(保険料控除金額)	
		50,000円以下	支払保険料×1/2	
	50,000円超	25,000円		
※長期損害保険契約のうち平成18年未だに契約を締結したものに限り、控除が適用できる。	旧長期	(支払った保険料の金額)	(保険料控除金額)	
		5,000円以下	支払保険料の全額	
	5,000円超～ 15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円		
15,000円超～		10,000円		
地震保険料と旧長期損害保険料の支払額を各々上の式に当てはめ算出した控除額の合計額 限度額 25,000円				
寡婦・特別寡婦・寡夫・勤労学生		寡婦 260,000円 特別寡婦 300,000円 寡夫 260,000円 勤労学生 260,000円		
障害者		260,000円 特別障害者 300,000円 (同居特別障害 530,000円)		
配偶者		330,000円 老人配偶者 380,000円		
配偶者特別控除		配偶者特別控除は、次の算式によって計算された金額です。 ・配偶者の合計所得金額が45万円未満である者 特別控除額=33万円 ・配偶者の合計所得金額が45万円以上75万円未満である者 特別控除額=38万円－(合計所得金額－38万円) ・配偶者の合計所得金額が75万円以上76万円未満である者 特別控除額=3万円 なお、カッコ内の金額が5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額でないときは、その金額に満たない5万円の整数倍から3万円を控除した金額のうち、最も多い金額とする。		
扶養基礎		一般扶養 330,000円 特定扶養 450,000円 老人扶養 380,000円 同居老親等 450,000円		
配当控除		1.6% (1千万円超 0.8%) (県) 1.2% (1千万円超 0.6%)		
寄附金控除		基本控除 (寄附金額－2,000円)×10% (市6%、県4%) 特例控除 (寄附金額－2,000円)×(90%－所得税の限界税率) (市3/5、県2/5)		
その他	調整控除	調整控除は、次の算式によって計算された金額です。 ① 課税所得金額200万円以下の場合、次のいずれか小さい金額 ・ 人的控除額の差の合計額×5% (市3%、県2%) ・ 市民税の課税所得金額×5% (市3%、県2%) ② 課税所得金額200万円超の場合、次のいずれか大きい金額 ・ {人的控除額の差の合計額－(市民税の課税所得金額－200万円)}×5% (市3%、県2%) ・ 2,500円 (市1,500円、県1,000円)		
	障害者・未成年者・寡婦・寡夫の非課税範囲	1,250,000円以下		

控除種類		年度		平成28年度	
所得金額	給与所得控除	162万5,000円以下		65万円	
		162万5,000円超～	180万円以下		年収×40%
		180万円超～	360万円以下		年収×30%+18万円
		360万円超～	660万円以下		年収×20%+54万円
		660万円超～	1,000万円以下		年収×10%+120万円
		1,000万円超～	1,500万円以下		年収×5%+170万円
		1,500万円超～			245万円
	事業専従者控除	青色 適正な給与の支給額	白色 次の①、②いずれか低い金額		
			① 配偶者 860,000円 その他 500,000円		
			② 事業所得÷(専従者数+1)		
所得控除	雑損	次の①、②いずれか多い金額 損害金額－保険金などで補てんされる金額＝A ① Aの金額－(総所得金額等の合計額×10%) ② Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円			
	医療費	(支払った医療費－保険等により補てんされた金額)－{(総所得金額等×5%)又は10万円のいずれか低い額} 限度額 2,000,000円			
	社会保険料	支払保険料の全額			
	小規模企業共済等掛金	支払掛金の全額			
	生命保険料	(支払った保険料の金額)		(保険料控除金額)	
		新契約 (契約日: H24.12.31～)	12,000円以下	支払保険料の全額	
			12,000円超～ 32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円	
			32,000円超～ 56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円	
		旧契約 (契約日: ～H24.12.31)	56,000円超～	28,000円	
			15,000円以下	支払保険料の全額	
15,000円超～ 40,000円以下	支払保険料×1/2+7,500円				
	40,000円超～ 70,000円以下	支払保険料×1/4+17,500円			
	70,000円超～	35,000円			
	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の計算式により計算した控除額の合計額 (限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 (限度額28,000円)				
地震保険料	地震	(支払った保険料の金額)		(保険料控除金額)	
		50,000円以下	支払保険料×1/2		
		50,000円超	25,000円		
	旧長期	(支払った保険料の金額)		(保険料控除金額)	
5,000円以下		支払保険料の全額			
5,000円超～ 15,000円以下		支払保険料×1/2+2,500円			
	15,000円超～	10,000円			
	地震保険料と旧長期損害保険料の支払額を各々上の式に当てはめ算出した控除額の合計額 限度額 25,000円				
	寡婦・特別寡婦・寡夫・勤労学生	寡婦 260,000円 特別寡婦 300,000円 寡夫 260,000円 勤労学生 260,000円			
	障害者	260,000円 特別障害者 300,000円	(同居特別障害 530,000円)		
	配偶者	330,000円 老人配偶者 380,000円			
	配偶者特別控除	配偶者特別控除は、次の算式によって計算された金額です。 ・配偶者の合計所得金額が45万円未満である者 特別控除額＝33万円 ・配偶者の合計所得金額が45万円以上75万円未満である者 特別控除額＝38万円－(合計所得金額－38万円) ・配偶者の合計所得金額が75万円以上76万円未満である者 特別控除額＝3万円 なお、カッコ内の金額が5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額でないときは、その金額に満たない5万円の整数倍から3万円を控除した金額のうち、最も多い金額とする。			
	扶養基礎	一般扶養 330,000円 特定扶養 450,000円 老人扶養 380,000円 同居老親等 450,000円			
	基礎	330,000円			
その他	配当控除	1.6% (1千万円超 0.8%) (県) 1.2% (1千万円超 0.6%)			
	寄附金控除	基本控除 (寄附金額－2,000円)×10% (市6%、県4%) 特例控除 (寄附金額－2,000円)×(90%－所得税の限界税率) (市3/5、県2/5)			
	調整控除	調整控除は、次の算式によって計算された金額です。 ① 課税所得金額200万円以下の場合、次のいずれか小さい金額 ・ 人的控除額の差の合計額×5% (市3%、県2%) ・ 市民税の課税所得金額×5% (市3%、県2%) ② 課税所得金額200万円超の場合、次のいずれか大きい金額 ・ {人的控除額の差の合計額－(市民税の課税所得金額－200万円)}×5% (市3%、県2%) ・ 2,500円 (市1,500円、県1,000円)			
	障害者・未成年者・寡婦・寡夫の非課税範囲	1,250,000円以下			

控除種類		年度		平成29年度		
所得金額	給与所得控除	162万5,000円以下		65万円		
		162万5,000円超～	180万円以下		年収×40%	
		180万円超～	360万円以下		年収×30%+18万円	
		360万円超～	660万円以下		年収×20%+54万円	
		660万円超～	1,000万円以下		年収×10%+120万円	
		1,000万円超～	1,200万円以下		年収×5%+170万円	
		1,200万円超～			230万円	
	事業専従者控除	青色 適正な給与の支給額	白色 次の①、②いずれか低い金額	① 配偶者 860,000円 その他 500,000円 ② 事業所得÷(専従者数+1)		
所得控除	雑損	次の①、②いずれか多い金額 損害金額－保険金などで補てんされる金額＝A ① Aの金額－(総所得金額等の合計額×10%) ② Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円				
	医療費	(支払った医療費－保険等により補てんされた金額)－{(総所得金額等×5%)又は10万円のいずれか低い額} 限度額 2,000,000円				
	社会保険料	支払保険料の全額				
	小規模企業共済等掛金	支払掛金の全額				
	生命保険料	(支払った保険料の金額)		(保険料控除金額)		
		新契約 (契約日: H24.12.31～)	12,000円以下	支払保険料の全額		
			12,000円超～	32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円	
			32,000円超～	56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円	
		旧契約 (契約日: ～H24.12.31)	56,000円超～	28,000円		
			15,000円以下	支払保険料の全額		
15,000円超～	40,000円以下		支払保険料×1/2+7,500円			
	40,000円超～	70,000円以下	支払保険料×1/4+17,500円			
	70,000円超～	35,000円				
	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の計算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)					
地震保険料	地震	(支払った保険料の金額)		(保険料控除金額)		
		50,000円以下	支払保険料×1/2			
		50,000円超	25,000円			
	旧長期	(支払った保険料の金額)		(保険料控除金額)		
5,000円以下		支払保険料の全額				
5,000円超～		15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円			
	15,000円超～	10,000円				
	地震保険料と旧長期損害保険料の支払額を各々上の式に当てはめ算出した控除額の合計額 限度額 25,000円					
	寡婦・特別寡婦・寡夫・勤労学生	寡婦 260,000円	特別寡婦 300,000円	寡夫 260,000円	勤労学生 260,000円	
	障害者	260,000円	特別障害者 300,000円	(同居特別障害 530,000円)		
	配偶者	330,000円	老人配偶者 380,000円			
	配偶者特別控除	配偶者特別控除は、次の算式によって計算された金額です。 ・配偶者の合計所得金額が45万円未満である者 特別控除額＝33万円 ・配偶者の合計所得金額が45万円以上75万円未満である者 特別控除額＝38万円－(合計所得金額－38万円) ・配偶者の合計所得金額が75万円以上76万円未満である者 特別控除額＝3万円 なお、カッコ内の金額が5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額でないときは、その金額に満たない5万円の整数倍から3万円を控除した金額のうち、最も多い金額とする。				
	扶養基礎	一般扶養 330,000円	特定扶養 450,000円	老人扶養 380,000円	同居老親等 450,000円	
	基礎	330,000円				
その他	配当控除	1.6%(1千万円超 0.8%) (県) 1.2%(1千万円超 0.6%)				
	寄附金控除	基本控除 (寄附金額－2,000円)×10%(市6%、県4%) 特例控除 (寄附金額－2,000円)×(90%－所得税の限界税率)(市3/5、県2/5)				
	調整控除	調整控除は、次の算式によって計算された金額です。 ① 課税所得金額200万円以下の場合、次のいずれか小さい金額 ・人的控除額の差の合計額×5%(市3%、県2%) ・市民税の課税所得金額×5%(市3%、県2%) ② 課税所得金額200万円超の場合、次のいずれか大きい金額 ・{人的控除額の差の合計額－(市民税の課税所得金額－200万円)}×5%(市3%、県2%) ・2,500円(市1,500円、県1,000円)				
	障害者・未成年者・寡婦・寡夫の非課税範囲	1,250,000円以下				

控除種類		年度		
		平成30年度		
所得金額	給与所得控除	162万5,000円以下 162万5,000円超～ 180万円以下 180万円超～ 360万円以下 360万円超～ 660万円以下 660万円超～ 1,000万円以下 1,000万円超～	65万円 年収×40% 年収×30%+18万円 年収×20%+54万円 年収×10%+120万円 220万円	
	事業専従者控除	青色 適正な給与の支給額 白色 次の①、②いずれか低い金額 ① 配偶者 860,000円 その他 500,000円 ② 事業所得÷(専従者数+1)		
所得控除	雑損	次の①、②いずれか多い金額 損害金額－保険金などで補てんされる金額＝A ① Aの金額－(総所得金額等の合計額×10%) ② Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円		
	医療費	(支払った医療費－保険等により補てんされた金額)－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い額) (限度額 2,000,000円) ※医療費控除の特例を選択する場合 特定一般医薬品等購入費－12,000円(限度額 88,000円)		
	社会保険料	支払保険料の全額		
	小規模企業共済等掛金	支払掛金の全額		
	生命保険料	(支払った保険料の金額)		(保険料控除金額)
		新契約 (契約日: H24.12.31～)	12,000円以下	支払保険料の全額
			12,000円超～ 32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円
		旧契約 (契約日: ～H24.12.31)	32,000円超～ 56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円
			56,000円超～	28,000円
		15,000円以下		支払保険料の全額
15,000円超～ 40,000円以下		支払保険料×1/2+7,500円		
40,000円超～ 70,000円以下		支払保険料×1/4+17,500円		
70,000円超～		35,000円		
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の計算式により計算した控除額の合計額 (限度額 70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 (限度額 28,000円)				
地震保険料	地震	(支払った保険料の金額)	(保険料控除金額)	
		50,000円以下	支払保険料×1/2	
	50,000円超	25,000円		
	旧長期	(支払った保険料の金額)	(保険料控除金額)	
5,000円以下		支払保険料の全額		
5,000円超～ 15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円			
15,000円超～	10,000円			
地震保険料と旧長期損害保険料の支払額を各々上の式に当てはめ算出した控除額の合計額 限度額 25,000円				
寡婦・特別寡婦・寡夫・勤労学生		寡婦 260,000円 特別寡婦 300,000円 寡夫 260,000円 勤労学生 260,000円		
障害者		260,000円 特別障害者 300,000円 (同居特別障害 530,000円)		
配偶者		330,000円 老人配偶者 380,000円		
配偶者特別控除		配偶者特別控除は、次の算式によって計算された金額です。 ・配偶者の合計所得金額が45万円未満である者 特別控除額＝33万円 ・配偶者の合計所得金額が45万円以上75万円未満である者 特別控除額＝38万円－(合計所得金額－38万円) ・配偶者の合計所得金額が75万円以上76万円未満である者 特別控除額＝3万円 なお、カッコ内の金額が5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額でないときは、その金額に満たない5万円の整数倍から3万円を控除した金額のうち、最も多い金額とする。		
扶養基礎		一般扶養 330,000円 特定扶養 450,000円 老人扶養 380,000円 同居老親等 450,000円 330,000円		
配当控除		1.6% (1千万円超 0.8%) (県) 1.2% (1千万円超 0.6%)		
寄附金控除		基本控除 (寄附金額－2,000円)×10% (市6%、県4%) 特例控除 (寄附金額－2,000円)×(90%－所得税の限界税率) (市3/5、県2/5)		
その他	調整控除	調整控除は、次の算式によって計算された金額です。 ① 課税所得金額200万円以下の場合、次のいずれか小さい金額 ・ 人的控除額の差の合計額×5% (市3%、県2%) ・ 市民税の課税所得金額×5% (市3%、県2%) ② 課税所得金額200万円超の場合、次のいずれか大きい金額 ・ {人的控除額の差の合計額－(市民税の課税所得金額－200万円)}×5% (市3%、県2%) ・ 2,500円 (市1,500円、県1,000円)		
	障害者・未成年者・寡婦・寡夫の非課税範囲	1,250,000円以下		

控除種類		年度	令和元年度		
所得金額	給与所得控除	162万5,000円以下	65万円		
		162万5,000円超～ 180万円以下	年収×40%		
		180万円超～ 360万円以下	年収×30% + 18万円		
		360万円超～ 660万円以下	年収×20% + 54万円		
		660万円超～ 1,000万円以下	年収×10% + 120万円		
		1,000万円超～	220万円		
	事業専従者控除	青色 適正な給与の支給額	白色	次の①、②いずれか低い金額 ① 配偶者 860,000円 その他 500,000円 ② 事業所得÷(専従者数+1)	
所得控除	雑損	次の①、②いずれか多い金額 損害金額－保険金などで補てんされる金額＝A ① Aの金額－(総所得金額等の合計額×10%) ② Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円			
	医療費	(支払った医療費－保険等により補てんされた金額)－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い額) (限度額 2,000,000円) ※医療費控除の特例を選択する場合 特定一般医薬品等購入費－12,000円(限度額 88,000円)			
	社会保険料	支払保険料の全額			
	小規模企業共済等掛金	支払掛金の全額			
	生命保険料	(支払った保険料の金額)		(保険料控除金額)	
		新契約 (契約日: H24.12.31～)	12,000円以下	支払保険料の全額	
			12,000円超～ 32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円	
			32,000円超～ 56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円	
			56,000円超～	28,000円	
		旧契約 (契約日: ～H24.12.31)	15,000円以下	支払保険料の全額	
15,000円超～ 40,000円以下	支払保険料×1/2+7,500円				
	40,000円超～ 70,000円以下	支払保険料×1/4+17,500円			
	70,000円超～	35,000円			
	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の計算式により計算した控除額の合計額 (限度額 70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 (限度額 28,000円)				
地震保険料	地震	(支払った保険料の金額)		(保険料控除金額)	
		50,000円以下	支払保険料×1/2		
	50,000円超	25,000円			
※長期損害保険契約のうち平成18年末までに契約を締結したものに限り、控除が適用できる。	旧長期	(支払った保険料の金額)		(保険料控除金額)	
		5,000円以下	支払保険料の全額		
	5,000円超～ 15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円			
15,000円超～	10,000円				
	地震保険料と旧長期損害保険料の支払額を各々上の式に当てはめ算出した控除額の合計額 限度額 25,000円				
寡婦・特別寡婦・寡夫・勤労学生	寡婦 260,000円	特別寡婦 300,000円			
	寡夫 260,000円	勤労学生 260,000円			
障害者	260,000円 特別障害者 300,000円 (同居特別障害 530,000円)				
配偶者	①330,000円 ②220,000円 ③110,000円 老人配偶者 ①330,000円 ②220,000円 ③110,000円				
配偶者特別控除	・配偶者の合計所得金額が90万円以下である者 特別控除額＝①330,000円 ②220,000円 ③110,000円				
	・配偶者の合計所得金額が90万円超95万円以下である者 特別控除額＝①310,000円 ②210,000円 ③110,000円				
	・配偶者の合計所得金額が95万円超100万円以下である者 特別控除額＝①260,000円 ②180,000円 ③90,000円				
	・配偶者の合計所得金額が100万円超105万円以下である者 特別控除額＝①210,000円 ②140,000円 ③70,000円				
	・配偶者の合計所得金額が105万円超110万円以下である者 特別控除額＝①160,000円 ②110,000円 ③60,000円				
	・配偶者の合計所得金額が110万円超115万円以下である者 特別控除額＝①110,000円 ②80,000円 ③40,000円				
	・配偶者の合計所得金額が115万円超120万円以下である者 特別控除額＝①60,000円 ②40,000円 ③20,000円				
	・配偶者の合計所得金額が120万円超123万円以下である者 特別控除額＝①30,000円 ②20,000円 ③10,000円				
	※配偶者控除及び配偶者特別控除の額 ①:合計所得金額が900万円以下の場合 ②:合計所得金額が900万円超950万円以下の場合 ③:合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合				
扶養基礎	一般扶養 330,000円	特定扶養 450,000円	老人扶養 380,000円	同居老親等 450,000円	
配当控除	1.6% (1千万円超 0.8%) (県) 1.2% (1千万円超 0.6%)				
その他	基本控除 (寄附金額－2,000円)×10% (市6%、県4%) 特例控除 (寄附金額－2,000円)×(90%－所得税の限界税率) (市3/5、県2/5)				
	調整控除は、次の算式によって計算された金額です。 ① 課税所得金額200万円以下の場合、次のいずれか小さい金額 ・ 人的控除額の差の合計額×5% (市3%、県2%) ・ 市民税の課税所得金額×5% (市3%、県2%) ② 課税所得金額200万円超の場合、次のいずれか大きい金額 ・ {人的控除額の差の合計額－(市民税の課税所得金額－200万円)}×5% (市3%、県2%) ・ 2,500円 (市1,500円、県1,000円)				
	障害者・未成年者・寡婦・寡夫の非課税範囲 1,250,000円以下				

8. 税務機構の変遷

年度	平成22年度	平成23～24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
部名	財務部(130)	財務部(131)	財務部(131)	財務部(131)	財務部(131)	財務部(132)	財務部(135)	財務部(136)	財務部(136)	
課 名 及 び 係 ・ グ ル ー プ 名	税制 法人グループ 市民税課 個人 市民税グループ (37)	税制 法人グループ 市民税課 個人 市民税グループ (37)	税制 法人グループ 市民税課 個人 市民税グループ (37)	税制 法人グループ 市民税課 個人 市民税グループ (38)	税制 法人グループ 市民税課 個人 市民税グループ (38)	税制 法人グループ 市民税課 個人 市民税グループ (38)	税制 法人グループ 市民税課 個人 市民税グループ (37)	税制 法人グループ 市民税課 個人 市民税グループ (38)	税制 法人グループ 市民税課 個人 市民税グループ (38)	
	窓口 管理グループ 資産税課 賦課 調査グループ (47)	窓口 管理グループ 資産税課 賦課 調査グループ (47)	窓口 管理グループ 資産税課 賦課 調査グループ (47)							
	収納 啓発グループ 納税グループ 納税課 (45)	収納 啓発グループ 納税グループ 納税課 (45)	収納 啓発グループ 納税グループ 納税課 (46)	収納 啓発グループ 納税グループ 納税課 (45)	収納 啓発グループ 納税グループ 納税課 (46)	収納 啓発グループ 納税グループ 納税課 (46)	収納 啓発グループ 納税グループ 納税課 (48)	収納 啓発グループ 納税グループ 納税課 東三河広域連合 派遣 (50)	収納 啓発グループ 納税グループ 納税課 東三河広域連合 派遣 (51)	収納 啓発グループ 納税グループ 納税課 東三河広域連合 派遣 (51)